

## 令和2年度新庄市子育て応援企業支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事と子育ての両立を支援する子育て応援企業に対し予算の範囲内で奨励金を交付することについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て応援企業 山形県がやまがた子育て・介護応援いきいき企業総合支援事業実施要綱に基づき認定したやまがた子育て・介護応援いきいき企業のうち、優秀(ダイヤモンド)企業又は実践(ゴールド)企業として認定及び登録された市内の企業をいう。

(2) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業(勤務を要しない日に取得した休業を除く。)をいう。

(対象企業)

第3条 奨励金の交付の対象となる企業は、次に掲げる要件のいずれかを満たす子育て応援企業(国又は地方公共団体が2分の1以上を出資している法人を除く。)とする。

(1) 次に掲げる要件を満たす男性を雇用していること。

ア 当該企業の正社員(事業主、事業の経営担当者及び事業主の3親等以内の者を除く。以下同じ。)であること。

イ 連続して7日以上育児休業を取得し、育児休業期間が平成31年4月1日以後に満了した者であること。

ウ 育児休業期間の満了後6月以上継続して当該企業に雇用されていること。

(2) 次に掲げる要件を満たす女性を雇用していること。

ア 小学校就学前の子を養育する者であること。

イ 平成31年4月1日以後に当該企業の正社員として雇用されたこと(非正規雇用から正社員への雇用転換を含む。)

ウ 前号の雇用後、6月以上継続して当該企業に雇用されていること。

(3) 次に掲げる要件を満たす女性を雇用していること。

ア 当該企業の正社員であること。

イ 産後休業を取得し、当該産後休業の終了の日の翌日から子が満1歳になる日の前日まで連続して育児休業を取得した者であること。

ウ 前号の育児休業期間が平成31年4月1日以後に満了した者であること。

エ 育児休業期間の満了後6月以上継続して当該企業に雇用されていること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、1企業につき前条第1号又は第2号の要件を満たす場合についてはそれぞれ10万円、前条第3号の要件を満たす場合については20万円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする子育て応援企業は、奨励金交付申請書(様式第1号)に第3条各号の要件を満たすことを証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは奨励金の交付決定を行い、奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付回数)

第7条 同一年度における奨励金の交付回数は、第3条第1号又は第3号の要件を満たす場合についてはそれぞれ1回とし、同条第2号の要件を満たす場合については3回を上限とする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、企業が偽りその他の不正な手段により奨励金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、及び奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。